



# 新しい履行保証制度に係る一般管理費等率の補正 の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：例規  
通知日：平成 8 年 3 月 2 6 日

管第 1 0 7 4 号  
平成 8 年 3 月 2 6 日

部内各課長殿  
各土木事務所長殿  
鳥取港湾事務所長殿

土木部長  
（公印省略）

## 新しい履行保証制度に係る一般管理費等率の補正 の取扱いについて（通知）

このことについて、平成 8 年 2 月 2 8 日付管第 1 0 0 8 号で通知されているところ  
であります。新しい履行保証制度の導入に伴い、契約の保証に必要な費用の取  
扱いについて別紙のとおり取扱うこととし、平成 8 年 4 月 1 日以降起工決裁のもの  
から適用することとしたので、貴課・事務所職員に周知してください。

別紙

### 契約の保証に必要な費用の積算上の取扱いについて

新しい履行保証制度の導入にともない、契約の保証に必要な費用の取扱いについ  
て下記のとおり取扱うこととする。

#### 記

契約の保証に必要な費用（契約保証費）は、一般管理費等率に計上することとし、  
計上が必要な場合の一般管理費等率は以下のとおりとする。  
なお、契約保証費は、当初積算時に計上するものとする。

| 期 間                           | 制度上の取扱い                                                                                                                                                   | 積算上の取扱い                                                                |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 平成 8 年 4 月<br>と<br>平成 8 年 6 月 | 【請負対象設計金額 5 千万円以上の工事】<br>工事完成保証人は廃止し、新しい履行<br>保証制度の中からいずれか一つを選択<br>する。<br><br>【請負対象設計金額 5 千万円未満の工事】<br>落れ者は、工事完成保証人制度及び新<br>しい履行保証制度の中からいずれか一<br>つを選択できる。 | ・従前の一般管理費等率に<br>次の値を加算する。<br>補正值 0. 0 4 %<br><br>・一般管理費等率の補正は<br>行わない。 |
| 平成 8 年 7 月<br>と<br>本 港 導 入    | 工事完成保証人は廃止し、新しい履行<br>保証制度の中からいずれか一つを選択<br>する。                                                                                                             | ・従前の一般管理費等率に<br>次の値を加算する。<br>補正值 0. 0 4 %                              |

なお、電算上の取扱いについては以下のとおりです。

- ・一般管理費等率の補正を行う場合  
【B 構成】 - 【B \* \* \* 1 1】
- ・一般管理費等率の補正を行わない場合  
【B 構成】 - 【B \* \* \* 1 0】